

景観形成協議会等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤沢市都市景観条例（平成元年藤沢市条例第38号）第6条第3項、第7条第4項、第57条第2項及び第58条第2項の規定に基づき、景観形成協議会等の活動に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 藤沢市都市景観条例第6条第3項、第7条第4項、第57条第2項又は第58条第2項の規定による補助金（以下単に「補助金」という。）の額は、それぞれ景観形成準備会、景観形成協議会、景観協定準備会又は景観協定運営委員会の活動に要する費用の実費に相当する額（次に表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。）とする。

| | |
|-----------|----------|
| 景観形成準備会 | 60,000円 |
| 景観形成協議会 | 200,000円 |
| 景観協定準備会 | 60,000円 |
| 景観協定運営委員会 | 100,000円 |

(交付の期間)

第3条 補助金を交付する期間は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ当該各号に定める期間を超えてはならない。ただし、市長が景観形成協議会等のそれぞれの活動状況を勘案し、必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 景観形成準備会に対する補助金 1年
- (2) 景観形成協議会に対する補助金 3年
- (3) 景観協定準備会に対する補助金 1年
- (4) 景観協定運営委員会に対する補助金 3年

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、景観形成協議会等補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を景観形成協議会等補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 第4条第1項の規定による補助金の交付の申請をした者は、第5条の規程による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助金に係る活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(状況の報告)

第9条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金に係る活動の状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を文書により市長に報告しなければならない。

(実績の報告)

第10条 交付決定者は、補助金の交付に係る活動が終了した日から1月以内又は

翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに景観協議会等活動実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書は、活動に要した経費の支出を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 前条第1項の規定による報告があったときは、当該報告に係る活動が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に文書により通知するものとする。

（補助金の交付手続等）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、第5条の規定による補助金の交付の決定後に概算払いをすることができる。

- 2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、藤沢市財務規則（昭和39年藤沢市規則第7号）第59条第1項に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の請求書が提出された場合において、当該請求書が正当なものであると認めるときは、当該請求書が提出された日から30日以内に請求者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（補助金の経理）

第15条 交付決定者は、補助金に係る活動についての収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、他の経理と区分して収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び補助に係る活動についての支出の事実を証する書類を補助に係る活動の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(景観形成協議会等の活動助成金の交付に関する要綱の廃止)
- 2 景観形成協議会等の活動助成金の交付に関する要綱（平成2年藤沢市告示第37号）は、廃止する。